

全日本共和党の新「日本国憲法」案 から

「天皇〔制〕」に関する

全日本共和党としての見解

関連条文	……	1
解説		

「共和国たる事の意義」…… 5

国旗・国歌と年記について…… 19

2016年8月8日発行

企画・製作と発行：佳羅電役（党首兼職員）

<http://www.kar2007el.ecweb.jp/>

〔電子メール〕 [safe8peace-14@kar2007el.ecweb.jp](mailto:safe8peace-14@kar2007el.ecweb.jp)

《新「日本国憲法」案（本文）から》

【前文】

私達は、「大和朝廷」の成立から一千数百年に亘つて此の国に於いて君臨し続けた君主制度が終結した、と云う事実を此処に確認すると共に、共和制に基づく日本国憲法を、我が国が恒久的に、偽り・殺人・傷害・盗み・放火及び略奪を始めあらゆる犯罪が一つたりと起こり得ず、  
すべての人々が先天的な疾患や障害を負う事無く心身共に健全な状態で生まれ、そして早死に・無駄死にの心配無く安心して天寿を全う出来、

一つ又は極少数の家系が特定の職業や地位を永久的に独占する事が無く、全ての職業や地位について、其の就業や獲得への機会が、其等の各々を古慣すに相応しい能力を持つ人々全てに開かれ、以て全ての人々が各々、自身の能力に適した職業に就き、亦、あらゆる分野に於いて、各々が、家柄・縁故・血筋・外見及び年数等に左右されず、行い―働き―の内容に応じて公平に評価され、其に基づいて生活の糧が与えられ、  
「表と裏」や「建前と本音」が無く、所謂「苛め」も何一つとして起こり得ず、全ての人々が各々の本心・本音の儘に生きられ、尚且つ、全ての人々が皆、互いに上手く行く中で「和」が自然に形成され、

全てのの子供達が各々、円満な両親——夫婦——の下、如何なる痛さ・苦しさ・辛さ及び貧しさにも負けないだけの、心身共に逞しい人間と成る事を約束され、空気と水と大地とが常に澄んでいて、疫病が何一つとして起こり得ず、一国の領域である大地に於いて生まれ育ち且つ其処で生み出された土着の言葉を話す人々全てが、同じ其の一国の国民として、同等の権利を持ち、国内に在って、亦対外的にも、武力を伴う如何なる行いに遇う事が無い。——以上の要件を全て満たし得る共同体で在り続け、他の全ての国々についても亦、同様な共同体で在り続ける事を望み、以て人類の歴史が永久に続く事を深く

願ひ、此処に制定する。

(中略)

第一条 日本国は、市場経済に基づく、共和制国家である。

(中略)

第六条 公職は全て、日本国民で尚且つ各々の職務を全うするに充分な能力を持つ者全てに対し、其の就職への機会が公平且つ平等に開かれていなければ成らない。

世襲制度は、是を認めない。

勲章・称号其の他の栄典は、法律で定める所に抛り、業績に応じ、公平な基準を以て与えられるものとし、且つ、其の効力は与えられた者本人にのみ及ぶ。

(中略)

第一六〇条 公金其の他の公の財産は、宗教上の団体の使用・便宜若しくは維持の為に、又は公の支配に属さない慈善・教育若しくは福祉の事業に対して、是を支出し、又は其の利用に供しては成らない。但し、後者については、当事者が支出を受けた額以上の金銭を返済する事を条件とした上で、法律で定める所に抛り、公金を支出する事が出来る。

(中略)

## 付 則

(中略)

第二款 皇室に関する処遇

二の一 天皇及び皇族については、此の憲法の施行期日から最大限で一〇年間を

期限として、係る費用（以下、皇室費と云う）の大部分から一部を、予め法律で定める所に抛り年度単位で段階を追って比重を引き下げ且つ減額しつつ、国庫から支出するものとする。

皇室費の計上に際しては、其の用途について天皇及び皇族の意思を最大限に尊重するものとし、内閣が総統の同意を得た上で国会に報告し、国会の同意を得る事を必要とする。

第一六〇条の規定は、皇室費には是を適用しない。

二の二 天皇及び皇族は、二の一の規定に抛る期限迄の間、被選挙権を行使出来ないと共に、全ての公職について、任用及び登用の対象と成らないものとする。

併し是を以て、此の憲法で定める其の他の権利及び義務を行使出来ないものと解釈されては成らない。

二の三 天皇及び皇族は、二の一の規定に拠る期限の終了を以て、国家機関に拠る援助の対象から離れると共に、日本国民として、此の憲法が保障する全ての権利及び義務を行使する。

二の四 天皇及び皇族が所有する動産及び不動産（以下、皇室財産と云う）については此の憲法の施行期日以降、行政府が歴史の伝達に供する為の保護を目的として天皇及び皇族並びに国会の同意を経て指定する場合を除き、一切の権利が天皇及び皇族に帰属する私有財産とする。

二の五 天皇及び皇族に係る諸規則（皇

室典範等。以下、此の項に於いて諸規則と云う）の制定・変更及び廃止の権限は此の憲法の施行期日以降、天皇に帰属し、国家機構の干渉を受けない。但し、二の一の規定に拠る期限の間に於いて諸規則の制定・変更及び廃止が在った場合には、天皇は当該諸規則の制定・変更及び廃止の事実を内閣に伝達し、内閣は総統の同意を得た上で国会に於いて報告する。此の場合の伝達に際しては、天皇が皇族或いは自らの信頼と命を受けける代理人を通して行う事を妨げない。

（後略）

《解説》

第六条——共和国たる事の意義

〔現行日本国憲法に於ける関連条文〕

〔第一項及び第二項関連〕

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意もつとくに基づく。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の国事に関する全ての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することが出来る。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第二項の規定を準用する。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与たまはすることは、国会の議決に基かなければならない。

第八八条 すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならぬ。

〔第三項関連〕

第一四条②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 《栄誉》、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、《現にこれを有し、又は将来にこれを受けけるもの一代に限り、その効力を有する》。

此処で若干の「お濠い」に成るが、「君主国」とは「特定の階級に在る者が、選挙に拠らない方法を以て「君主」（皇帝・国王等）と成って、其の君主を元首として治められる国家」を云い、対して「共和国」とは「君主を持たず、選挙―直接にせよ、間接にせよ―を以て選ばれた者を元首として治められる国家」を云う。

第六条は、第一条で述べた「日本国は…共和制国家である」と云う事を定義付け、其を強調するものである。三つの項に分けているが、先ずは第二項から先に述べる必要が在る。第二項は、私達が此の大地・日本列島に築こうとする「真に民主的な国家」が共和国である事を示す「主文」と成るからである。

### 【第二項―世襲制度の否定】

此の大地・日本列島に共和国を築く事。其は正に、此の国・日本に於いて現に在る君主制度の解体、即ち「国家機関としての天皇制」の解体を必然的に伴う、と云う事を意味する。

此処で先ず、「君主制度は何故、駄目か」と云う疑問が生じて来る。此の事について考える際、君主制度が「国家に於ける世襲制度」である事を見逃す訳には行かない。

世襲制度とは、「特定の職業・地位或いは身分に就く資格を、特定同一の家系が永久的に独占し、親が当該職業等を退く（多くの場合は其の死に因って）と、其の子（多くは長男）が自動的に其の職業等に就く」



制度を云う。

では、国家に於ける世襲制度は何故、駄目か。

其は、「真に民主的な共同体」の理念とは決定的な矛盾を孕んでいるからである。此処では、大きく二つに分けて考えたい。一つは「公平・平等」との矛盾、今一つは「自由」との矛盾である。

公平・平等との矛盾 人は各々、働くと言う事に拠って生活の糧を得ている。此の「働く」と云う業の際に先ず、問われるのが各々の「能力」である。

能力は、「才能」―先天的なもの―を基礎として、是に「努力」―後天的なもの―を積み重ねて作られる。其は、先ず幼児から児童迄の間に於いて同じ年代の複

数の子等を同じ条件の下で競わせる事に拠って、各々の才能の内容と違い―始めから異なってはいるが、此の段階前は潜在状態―が判り、其の後の段階―児童から生徒へ変わって以降―に於いて、各々の分野・職種毎に、同じ内容の才能を持つ子同士が同じ条件の下で努力をし乍ら競い合う。其の結果として初めて、各々の職業を古慣すに相応しい人「達」が決まる、と考えるのが自然と云うものだろう。

以上を念頭に入れた上で、「公平」と「平等」とを各々、「能力」との関係で語る場合、先ず「平等」とは、「競い合う」機会が、才能発見の段階では同じ共同体の構成員たる同年代の子「全て」に、努力の

段階では同じ共同体の構成員で且つ同じ内容の才能を持つ同年代の子「全て」に、各々開かれていた事を云い、「公平」とは、そうして対等に競い合った結果が最大限に尊重され、其に基づいて各々が自身に合った職業について働く事」と云って間違ひでは無からう。

さて、「蛙かえるの子は蛙」と云われる。競馬に於いては「ダービー馬はダービー馬から」と云う文言が在る。共に、「子は其の親が持つ能力を生まれ乍らにして引き継ぐ」と云う事を端的に言い表した言葉だが、此の「子は…引き継ぐ」が世襲制度を成り立たせている「論拠」と成っている。

併しかし才能は、遺伝するとは限らない。

肉体労働者の子が、頭脳労働の仕事に就き、其処で名声を得るに至った、と云う事は数多く聞く話である。亦、其の家系以外にも、同じ分野・同じ職業に在って同様又は其以上の能力を持っていて、当該家系に在る人よりも其の仕事が出来る人が他に居るかも知れない「或いは居ないかも知れないが、居ないとも断言出来ない」。世襲制度は、そうした同じ「或いは其以上の」能力を持つ人々を、同じ医学上の「人」であり且かつ障害も無く且つ肌の色と言葉と年代が同じであるにも拘らず、比べもせず亦競わせずに「家系」を理由にして最初から排除する訳わけだから、「不公平」そして「不平等」と云う以外の何物でも無い。

世襲制度が「公平」と「平等」の理念とは矛盾するものである事は、以上に述べた事で十分に説明出来ると思う。但、其だけでは、「此の国の君主に能力は関係無い」と云う旨の「反論」が恐らく帰つて来よう。現行憲法下の天皇は、政治的には「国事行為」等の儀礼的な行いを成すのみで、政治に関しては一切の権利や権限が否定されている。成る程、能力は儀礼的な行いには関係無い要素かも知れない。併し…。儀礼的で在り乍ら政治的な意味を持つ―国家機構の領域に在って行われる以上は―行いが世襲制度の下に行われている事を、世襲制度と「自由」との関係を考えて上で改めて見て行くと、国家機構に於ける世襲制度の問題点がは

つきりした形で見えて来るのでは無いだろうか。

自由との矛盾 世襲制度と「自由」との関係について、結論を先に言うと、此の両者も矛盾する。其の理由は先ず、「職業を選ぶ自由」が無い事である。

世襲制度の下では、当該家系に在る子供、特に長男は、父が仕事を退いた―多くは其の死に抛つて―ら、自分の意思に関係無く、亦其の職業を古慣すに相応しい能力の有無にも関係無く、其の「父の仕事」を継がねば成らない。天皇「制」も亦、其の例外では無い。

他の君主国については判らないが、少なくとも現行憲法下の天皇「制」に関して言えば、「自由」との矛盾を他にも、是

だけ抱えている。

●天皇は、「国事行為」を始めとする形式的・儀礼的な事々を内閣―実際には官僚―に抛る「助言と承認」と云う名の指示通りに行う。が、例えば法律の公布に際して、其の法律の内容が自身の良心に叶わなくとも、署名を拒む事は出来ない（而も、こうした自身の意思を挟めない形式的・儀礼的な行い―「公務」の名の下に行われる―は数も膨大で、其を期限通りに行うが為に深夜更に未明に迄及び日も少なくないと云う）。其ばかりでは無く、時の閣僚更には与党幹部に抛る「強い要請」で会見等が設定された場合、天皇自らは其を拒む事が出来ない（二〇〇九年一二月に行われた中華人民共和国副首席との「特例会見」は其の典型例）。

●「皇位」の継承を始め天皇及び皇族に關わる決まり事を定めている「皇室典範」。併し、天皇自らが変更の必要性を感じたとしても、天皇自らの意思で其を変える事は、現行憲法下では出来ない。其の変更の可否は一重に、内閣そして国会の意思に委ねられている。是亦、利用する側の都合でどうにでも成る。

●「学問の自由」謂わば研究活動との關係について言うと、古代から近世迄に關する文学や歴史学、或いは自然科学についての研究活動は認められ、実際に行われている（昭和天皇は海洋生物学の研究も手掛け、著書を数冊、残している―一例）が、近代（明治）以降の歴史や政治・経済及び社会を題材にしての其は事実上、認められて

いない。其を認めると、結果的に「国政に関わって」憲法違反、と云われる事にも成り兼ねないからである。

●現行憲法下の刑法には、「名誉毀損」即ち特定の人について心身を傷つけられる行いが生じた場合、其の「特定の人」が天皇又は皇族である場合には、総理大臣（首相）が代わって告訴を行う―と在る（第二編第三章・第二三二条）。即ち、天皇と皇族は、仮に自らの心身を傷つけられる行いに遭ったとしても、自らの意思で訴える事は出来ず、時の権力の裁量次第で其の行いが揉み消される―と云う事も在り得る。――現行憲法施行後―特に一九六〇年代に在って―、天皇や皇族を「怪談」や「下ねた」の類に使った著述品（小

説や随筆等）が世に出て、極右の人々が其に怒って著者や編集者或いは其の親族を殺傷し、当該著述品が発売中止或いは回収・焼却される―と云った出来事が幾つか起きた（中でも、六〇年（昭和三五）一月発表の小説『風流夢譚』を巡っては、登場人物の夢の中の話として「天皇と皇族が処刑される」場面が描かれている事で一部極右が怒り、極右団体の一構成員が同小説を載せた雑誌を発行した出版社長の自宅に侵入、家政婦を斬り殺した）。其でも、時の首相達は告訴に動かなかった。――若し、天皇及び皇族自身に告訴の権利が在ったなら…。「時の天皇が故人と成っている今、真意については知る由も無いが、」当事者自身である天皇及び皇族の告訴を受けて裁判―法に基づく吟味と裁

き―が行われ、当該著述品が出版禁止と成ると共に当該出版関係者―勿論、当該著述品の著者も含む―が懲役刑(三年以内)を課せられる、と云う事で決着を見、極右「或いは極左」に拠る殺傷と云う事態は避けられたかも知れぬ―と考えるのは筆者だけなのか。



日本列島に共和国を築く事は「**国家機関としての天皇制の解体**」を必然的に伴う、と前述したが、此の「**国家機関**…」と云う事を、改めて強調しておく必要が在る。即ち、本案を正に憲法とし、共和国としての「**日本国**」を日本列島に築くに当っては、以下の二点を考慮に入れた上で作業を進める必要が在る。

第一に、天皇は宗教者である。「**神道**」と云う一宗教の長であり、日本国内に於ける全ての市区町村毎に必ず一箇所は在る「**神社**」の頂点に立つ(一定規模以上の神社であれば、過去且つ歴代の天皇が「**祭神**」として祀られている)。

第二に、「遅くとも」**「大和朝廷」**の成立以降、大多数の「**日本人**」は代々に亘って「**神社**」と深い繋がりが「**鎖縁**」―なすが―を持ち乍ら日常生活を営んで来た。「**初詣**」―はつもちで―を始めとする個人の祈願参拝は元より、公事(「**仕事**」)に在っても、安全祈願の式典(建設・造成等の土木工事に於ける起工式や竣工式等…例)は殆ど神道に則って行われている。亦、例えば「**雅楽**」「**歌舞伎**」並びに「**相撲**」は、何れも「**神事**」即ち神道と

云う宗教に基づく行事として始まり、後に芸術並びにスポーツとして近代化・整備されたものだ。

——以上の二つを考慮に入れた場合、天皇制「其のもの」の否定は「極めて危険」と言わざるを得ない。

故に、「本案を正に憲法とし、共和国としての「日本国」を日本列島に築く」とは、皇室の人々も私達（『現行憲法下の「日本国民」も同じ「日本人」——肌の色を同じくし、同じ日本語を話す、同じ医学上の「人」——と云うと右翼の人々からは「国辱的」或いは「不敬」とも言われそうだが、此の三点は科学的な根拠に基づいており、否定のし様が無い）——である事を認識した上で、天皇〔そして皇族〕を一

切の「公務」の名で「行わされる」「行い」——無論、「国事行為」も含まれる。敢えて言い換えると、「日本国の象徴」等の名に拠る国家機構の「呪縛」から解放し、法の上では同じ日本国民として私達と同様に権利を保障——と共に其相応の義務も必然的に生ずる——し、従って「**国家機関としての天皇制が必然的に解体される**」と云う事なのである。——其は併し、宗教者としての天皇・「古典」文化の担い手としての天皇をも否定するものでは無く寧ろ、宗教者として「古典」文化の担い手としての立場を尊重する行いである——と云う事も、改めて強調しておく必要が在る。

宗教者としての立場を尊重する、と云

う事について更に言うならば、神道の教義を変える―「皇位」継承の資格（現行の「皇室典範」に於いては「皇統に属する男系の男子」のみ）の変更も正しく是に含まれる―か否か、其の最終決定も亦、天皇だけが出来る行いと解されて然るべきで在ろう。

皇室が国家機構から解放され、天皇そして皇族も法の上では日本国民と成る。

そして、「大嘗祭」を始め自らの宗教に基づく儀式や行事―神事―も「信教の自由」を行使し自らの責任と良心を以て行う（神事では無いが、「園遊会」や「茶会」等も招待客を天皇自身が指名し選んだ上で催す事と成る）。其に抛って初めて、時の政治や社会に全く左右される事無く、純粹な宗教儀式（或いは行事）として正々堂々、公然

と―神道の教義に反しない限りに於いて―行われる事が保障され、宗教としての、亦「古典」文化としての「天皇（制）」が民主的社會の中に在っても生き長らえ、他の諸宗教との「共存共栄」―第二次大戦中の様に複数他方が一方に合わせて教えを曲げる、と云う事では無い―も成し得る、と言えないだろうか。―「是を敢えて言い換えるならば、」天皇（皇室）の存在が憲法で「国家機構に於ける存在―頂点であってもそうで無くとも―として」規定されている限り、時の権力に抛って利用される事を免れ得ず、其故に天皇及び皇族自身の自発的な言動や行動が必然的に「殆ど」妨げられている―と云うのが、皇室を巡る現行憲法下の現状と



言えないだろうか。

△

天皇及び皇族が法の上で国民と成る事は、自らの働き「更には各地の神社を通しての寄付―人々が信仰の証として出す金銭の一部―も在ろうが」を通して金銭を得、其処から必要に応じて納税を行う、と云う事をも意味する。但、「大和朝廷」の成立（現在迄の歴史研究の成果に拠ると概ね、四世紀頃と云われてはいるが、「天皇陵」の発掘が未だに殆ど行われていない（「宮内庁」が発掘を頑固に認めていないが故。「神秘性」―宗教に在っては付き物の要素だが―を維持したいが為か？）事も在り、史実（含む年月日）の確定には至っていない）から今に至る迄、係る金銭の殆ど―遅くとも明治以降は全部―が国

費で賄われて来ている、と云う事実を考えると、本案の施行と同時に国費を「いきなり絶つ」事は極めて危険である。

其処で本案では、本文に続けて「付則」を設ける中で、本案が実際の憲法として施行される日時から一〇年を目処として、第二章の規定に拠る諸々の権利を天皇及び皇族にも完全に保障する事とし、其迄の一〇年間は掛かる費用の「大部分後一部」を国費で賄うものとする。「大部分後一部」とは「年と段階を追って比重を引き下げて行く」と云う事であり、其の具体的な中身は法律で定める事と成るが、国費の年次比重については、一年目が九割五分、二年目は九割、其の後は一年毎に一分ずつ引き下げ、一〇年目には一

割とし、諸権利の完全保障が実効される日時を以て国費負担の終了とするのが妥当だろう。と共に、其の一〇年間は、参政権の一部である「被選挙権」を行使出来ず亦一切の公職に就けない事とするのも止むを得ない。本来、地位と云うものは自らの才能に自ら進んで努力を加えて「勝ち取るもの」であり、故に生活費を「其の一部でも」国費で賄うと云う公的優遇を得（＝国家機構に助けて貰う）乍ら権限を伴う公的地位も得る、と云う事は公平の理念に叶わないからである。

【第一項――】

国家の理念と公職登用の機会均等】

第六条の第一項と第三項は各々、同条第二項を補い、此の国が共和国である事

を確認し亦強調する為の「副文」である。

「公平」と「平等」を国家の理念として掲げるからには先ず、国家機関が何らかの形を以て其の手本・模範を示す必要が在る。其の「第一歩」と成るのが、公職への登用の「公平且つ平等な機会の保障」と云える。第一歩と云うのは、国家機関の制度―職種や地位を含む―が幾ら整備されていても、其「等」に就いて働く人「々」が居なければ、国家機関も機能のし様が無いからである。

其処で、こうした公職への登用の機会に関する「大摩訶な」規定を第六条第一項として「世襲制度の否定」の規定の前に置く事に拠って、此の国が「公平」と「平等」を重んずる事を徹底させ、亦印

象付ける効果を齎し得る、と考えた。

【第三項——栄典制度存立の条件】

栄典とは、国家が一定の条件を満たした者に対し名譽として与える、勲章や称号等を云う。後者については、貴族の位も其に含まれるが、栄典制度自体は「公平」と「平等」の理念に叶うものであれば、在って良いものであり、寧ろ必要と云えるものとして考える。問題は、其の内容である。

先ず栄典を受ける資格は、基本的に全ての国民に対して開かれていて、亦与えられた者本人に限って有効とする。其の上で、可能な限りに於いて具体的な基準——予め、法律で規定しておく事——の下、「共同体としての利益を目に見える形で

国家に齎した人〔々々〕に対して、栄典を与えるものとする。

選考に際しては、各分野に於いて長年に亘って働き且つ第一線で活躍した人々を委員とする「栄典選考委員会」を一「独立行政委員会」（第四章の解説参照）として設置し、候補者の推薦と指名、亦受賞の是非の決定等、栄典に関する一切の権限を同委員会〔の委員達〕に委ね、行政府は同委員会の決定を無条件で承認する様にする。同委員会の委員は任期中、栄典の選考そして受賞の対象には成らない。

勿論、「大勲位」とか「勲何等」等と云う様な等級は一切、認められない。

所で、新しい元首が就任し、又は他国の元首等を賓客として招く等、国家とし

て対外的にも重要な出来事が在る場合、国家機関は儀式又は行事（「晩餐会」等）を大々的に催す。其の際、物理的な理由（会場の収容能力等）を持ち出す迄も無く、全ての国民を招く訳には行かない。其処で当然、国家機関は其の場に参加するに相応しい人々を予め選ぶ。そうした場に決まって招かれるのは多くの場合、大臣や国会議員等と云った上級且つ特別職の公務員である。国家と云う共同体を直接的に運営しているのは、彼等を始めとする公務員達である。併し国家は無論、彼等だけで成り立っている訳では無い。

国家の構成員即ち国民は、殆どが民間に在って働き、其で生涯を送る。其の「殆ど」の中にも、国家の対外的な地位を向

上させ、或いは全ての国民が暮らし易く成る、と云った利益を齎す働きを行う人「々」が必ず、現れるものである。そう云う人「々」が、国家機関に拠って表彰され、且つ国家として行う儀式や行事への招きに与かる、と云うのは正に「特権」である。一般的には立ち入れない場に立ち入り出来るのだから。其の上で且つ、特権に与かる為の機会が基本的に全ての国民に開かれている事は、「平等」の理念との矛盾には成らない。其の国の「国民」であれば「誰にでも」、成れる可能性が在るからである。そして其は、民間人である大方の国民にとって、「励み」に成ると共に一つの「大きな目標」にも成り得るし、国家としても「公平な、開かれた共

同体」として、対外的な印象の向上にも大いに役立つ筈である。

栄典制度とは正直な所、国家機関が自ら催す儀式や行事に出席・参加するに相応しい人々を民間から選ぶ為に在る制度、と言って良からう。栄典制度を「寧ろ必要」とする理由は正に、其処に在る。



此の第六条は国家の根幹に「特に」関わるものであって、簡単に説明が付く問題では無い。従って下手に短く言う訳には行かず、「極右」たる人々の攻撃の的にも成りかねない、と云う不安も在って長い説明に至った。筆者としては精一杯の思考力を使って述べたつもりだが、今後、此の大地・日本列島に共和国を築くべく

実践しようとする人々が「何故、共和国たる事が必要か」について「更に充分な説得力を持つ説明」を外に向かつて堂々と出来る様、期待したい。

### 国旗・国歌と年記について

——番外的な補足として

本案では、「国旗」と「国歌」そして「年記（暦の言い方）」については敢えて記さなかった——法律で規定すれば事足りるものと考えるが故——が、三者は各々、国家としての象徴的な役割を担う媒体と成るが故、本案解説の番外的な補足として、筆

者そして「全日本共和党」としての見解を、此の機会に述べておきたい。

国旗について 日章旗(日の丸)を引き続き、

日本の国旗とする事自体に異論は無い。

日の丸は「太陽」を表している。太陽

は昔から「希望の象徴」として扱われ、

崇められて来た。そうした「太陽信仰」

は日本のみならず、世界各国でも古く

から在る。

国歌について 日本の国歌を新たに作る

必要が在る。現行の『君が代』は、作

詞(『新古今和歌集』に在る作者不詳の一歌を

基にした、との事)と作曲が「宮内省」内

で行われ、一八八〇年(明治二三)一一

月三日、宮中に於いて、時の天皇(睦仁)

の誕生祝いの席上で初演された。此の

事からだけでも、君主(天皇)讃美の歌である事は明らか。君主に対する讃美が国家機構に拠って其の国家の象徴的な手段として使われる事は、民主政治の理念―此処では特に「公平」と「平等」―とは矛盾する。―「太陽」―日本の国旗にも描かれている―と「富士山」とを含め「日本古来の自然を讃える」旨の歌詞とするならば、誰もが納得して歌える日本の国歌が出来るものと信ずる。

「富士山」に関し今一つ、付け加えて言うなら、「全日本共和党」としては、国際連合に拠る「世界文化遺産」―本来、「人が作ったもの」を評価し後世へ伝えて行く為の制度―として

の登録―「世界自然遺産」としての登録が難しいとやらで「宗教と芸術の話」に擦り替えて強引に「挽ぎ取った」感が在る―を一旦、返上した上で、富士山自体は無論、周辺区域の塵を完全に一掃し、登山に制約―人数制限と完全予約制の導入、等々―を課した上で改めて、正々堂々と「世界自然遺産」としての登録を目指したい。

年記について 共和国を営むならば当然、時の君主と運命を共にするが如く変わるが故に永続性が無い「元号」は、公の領域では無縁と成る。当然、公の領域では西暦を暫定的に使う。「暫定的」と云うのは、「現生人類が何時、興ったか」と云う事が未だ判っておらず、一

方で西暦―キリスト教の開祖「イエズス（ジーザス）」出生の年を「一（元）年」として定められるも何時からか擦れが生じて（イエズスの出生年が「紀元前四年」に）今に至っている―以外に「普遍（不変）且つ世界共通の年記方法」が無いからである。「現生人類発生の年」が裏付けを伴って確定に至れば、其の「現生：年」を「一（元）年」として、西暦から乗り換えて使っていきたい。

但、此の事は、「元号」自体を公権力で葬ろうとするものではない。「元号」が宗教（此の場合は神道）の教義に基づくものであれば、其の変更―含む存廃―の権限は当該宗教の長（此の場合）は天皇に在り、公の組織・即ち国家機

構に変更・存廃を左右する資格は無い。が故に、若し此の国・日本が共和国として営まれる中で、「元号」が公の領域とは別個の場で「民間の領域に在って」今後も変更を繰り返しつつ使われて行くならば、「信仰の自由の一環」と解し黙認されるべき―と筆者そして「全日本共和党」としては考える。



### お断り

「新「日本国憲法」案」に関しては、解説（此の文書以外の）中に他の図書からの「引用且つ要約」の箇所が一部、含まれております故、著作権上の問題から、序説と解説の全文については今の所、問網等を通しての公開の形では開示出来ません（尚、表紙裏に表記致しております「アドレス」を通して電子私信（メール）をお寄せ戴きましたら、日を改めて詳しい解説書を電子私信に於ける「添付ファイル」の形で個別に御用意出来ます）。

■此の文書の作成に際しては、『ウイキペディア・フリー百科事典』を一部で参照致しております。